食肉全体の１人当たり消費量は、食生活の西洋化や魚介類の消費の減少等に伴い、中長期的には増加傾向で推移しており、牛肉の１人当たり消費量についても中長期的には緩やかな増加傾向で推移してきた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症や物価上昇等の影響を受け、牛肉からより安価な豚肉、鶏肉へ需要がシフトしたことで、牛肉の１人当たり消費量は令和３年度以降、前年度を下回って推移している。

牛肉の国内生産量は、平成 27 年度から令和３年度頃までの好調な枝肉価格を受け、肉用牛の生産基盤の拡大が進み、平成 29 年度以降、増加傾向で推移している。品種別では、性選別精液利用の増加により乳用雄牛が減少する一方、繁殖雌牛の増頭や酪農経営における黒毛和種精液交配・受精卵移植の増加により、和牛及び交雑種が増加傾向で推移している。とりわけ和牛については、平成 28 年度から令和３年度にかけての好調な子牛価格を背景に出生頭数が増加傾向で推移していることから、当面の間（２～３年程度)、と畜頭数の増加が見込まれる。

和牛肉の枝肉価格については、国内生産量の増加と、消費者の生活防衛意識の高まりによる需要の減少が相まって弱含みで推移している。他方、交雑種・乳用種については、競合する輸入牛肉の輸入量が現地価格の上昇や円安の影響を受け、減少していることから、値頃感のある国産牛肉として需要があり枝肉価格も堅調に推移している。

国内外の人口動態を踏まえると、牛肉の生産基盤の維持を図るために輸出が不可欠であることから、認定農林水産物・食品輸出促進団体によるオールジャパンの取組や各産地の商流構築・拡大に向けた取組、輸出先国や地域の求める衛生基準に適合した食肉処理施設の整備、施設認定の迅速化等を推進してきた。この結果、令和６年の牛肉輸出は、36の国・地域に対し、輸出額648億円、輸出量10,826トンと直近５年間で約２倍に増加し、過去最高の輸出額・量となり、アジア向けは主にフルセット、欧米向けは主に高級部位のロインが仕向けられている。しかし、現状の輸出量は、国内牛肉生産量の約３％にとどまっており、輸出先国における販路には未だ拡大の余地がある。

また、国内の牛肉の消費者ニーズは、脂肪交雑の多い霜降りから適度な脂肪交雑や赤身肉など多様化している一方、近年、生産者・関係者による改良努力の結果、和牛の脂肪交雑の改良は飛躍的に進展し、令和６年の和牛去勢の格付割合は、５等級が約 67％、４等級が約 24％であり、４等級以上の割合は全体の９割を超える水準となっている。こうした中、現在、多様な消費者ニーズに対し、和牛、交雑種、乳用種の国産牛全体で対応し、全国の和牛産地においては、おいしさに関連した脂肪酸組成等の指標によるブランド化の取組、早期出荷により適度に脂肪交雑の入った牛肉生産の取組も広がりつつある。

（対応方向）

人口減少局面の我が国において、国内外の需要を的確に捉え、１人当たりの国産牛肉消費量を増やしつつ、インバウンド消費や輸出の拡大も進めながら、需要に応じた牛肉の供給を図る必要がある。

＜消費者ニーズへの対応＞

和牛肉の脂肪交雑の多さは外国産牛肉と差別化できる強みであり、今後も脂肪交雑の多い牛肉を好む傾向は継続すると見込まれる。このため、和牛特有の脂肪交雑の強みは残しつつ、オレイン酸等の脂肪交雑以外の食味に関連した形質に着目した改良や小ザシなどの脂肪交雑の形状等に関する指標の研究を進め、脂肪交雑と食味のバランスを重視した牛肉の価値の発信に関し、生産・流通の関係者が一体となり取り組む必要がある。

また、適度な脂肪交雑や値頃感のある国産牛肉を求める消費者ニーズに対応するため、科学的根拠に基づいた品質評価を基に生産・流通関係者の理解を醸成する。さらに、多様な肥育形態の選択肢の一つとして適度な脂肪交雑の牛肉を生産する短期肥育・出荷月齢の早期化（早期出荷）の取組を推進するとともに、交雑種や乳用種牛肉の需要拡大等の取組を推進する。

＜輸出拡大＞

牛肉の更なる輸出拡大に向け、認定農林水産物・食品輸出促進団体によるオールジャパンでの認知度向上と具体的な商談につなげる取組や、輸出事業者・食肉処理施設・生産者等が連携した産地による新たな商流構築、輸出先国における販売網の拡大促進の取組を組み合わせて実施する。また、ロインと併せて非ロインのカタ、バラ、モモ等を余すことなく活用するためのカット技術・調理方法の教育の推進や、プロモーションの促進等を行うとともに、オールジャパンでの和牛統一マークや個体識別番号等を活用した日本産牛肉のブランディングによる差別化に継続的に取り組んでいく。さらに、多様化する輸出先国のニーズに対応する人手の不足を解消するための非併設食肉処理施設を始めとした輸出向け施設の整備・認定に向けた取組を進める。国は、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する基本方針」（令和２年４月３日農林水産物・食品輸出本部決定）に基づき、中国を始めとした輸出先国との解禁協議等を進めるとともに、厚生労働省等の関係者が一堂に会した五者協議を活用し、輸出施設の認定の円滑化に取り組む。くわえて、今後拡大が見込まれるイスラム諸国※向け輸出を促進するため、ハラール牛肉生産に不可欠な機械導入やイスラムのと畜人の確保のための関係省庁と協力した入国スキームの円滑な運用を図る。